

宮城県社会福祉協議会生活福祉資金償還金 口座振替依頼書・自動払込利用申込書 ㊤・㊦

【金融機関用】

※該当するところの番号を○で囲んで下さい。

※依頼日をご記入下さい。

1. 銀行等	1. 七十七銀行
2. ゆうちょ銀行	2. 仙台銀行 御中
	3. 農業協同組合

依頼日
※ 年 月 日

私は、宮城県社会福祉協議会から借入した生活福祉資金の償還金を、下記の指定口座から口座振替によって支払を開始したいので、下記規定に基づき依頼し（申込み）ます。

資金借受人欄	フリガナ										
	氏名										
	フリガナ										
	現住所										
貸付コード	0	償還方法	月賦								

▼下記の口座はどちらか一方をご指定下さい。▲貸付コードは市区町村社協が記入。

民間金融機関	金融機関名	銀行	支店	預金種別	口座番号 / 右づめで記入して下さい。				
		農協	支所	1. 普当	通座				
	フリガナ								
	口座名義								
金融機関コード・支店コード		※コードは金融機関で記入して下さい。							

※通帳印を4枚に押印

ゆうちょ銀行	通帳記号	通帳番号 (右づめで記入して下さい)	種目コード	契約種別
			166	その他(30)償還金
	フリガナ			
	口座名義			
振込先口座番号	02290-5-8734	振込先加入者名	社会福祉法人宮城県社会福祉協議会	

※通帳印を4枚に押印

振替日 宮城県社会福祉協議会の指定する毎月26日 (金融機関等が休業日の場合は、翌営業日)

独自金額記入欄 (単位:円)

円

◁(償還期限後の方で口座振替を希望する場合は記入して下さい。)

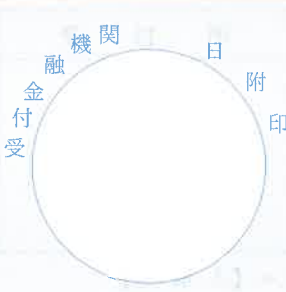
上記の振替口座名義人は借受人との関係について (該当する番号を○で囲む)

1. 本人 2. 連帯借受人 3. 連帯保証人

4. その他 ()

一 預金口座振替規定 (金融機関宛) 一

- 宮城県社会福祉協議会から、生活福祉資金債務関係者が支払うべき償還金の請求が貴行にあった場合は私に通知しないで所定の振替日 (毎月26日、金融機関等が休業日の場合は翌営業日) に請求金額相当額を払い出し、宮城県社会福祉協議会の預金口座あてに振り込んで下さい。
- 前記の支払手続きについては、普通預金規定、総合口座取引規定または、当座前記規定等にかかわらず預金通帳、普通預金払戻請求書の提出、当座小切手の提出等はいたしません。
または、領収書等の発行請求もいたしませんから、貴行において所定の方法で処理して下さい。
- 振替日に私の指定した預金口座の残高が、宮城県社会福祉協議会から請求された金額に満たない場合には、私に連絡することなく、請求書を宮城県社会福祉協議会に返却されても異議ありません。
- この契約を解約または変更するときは、私から貴行及び宮城県社会福祉協議会に書面により届出ます。
なお、この届出がないまま長期間にわたり宮城県社会福祉協議会から請求がない等相当の事由があるときは、とくに申出をしない限り、貴行はこの契約が終了したものと見て取替えて差し支えありません。
- この取扱いについて、かりに紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、貴行には迷惑をかけません。



金融機関使用欄	(不備返却理由)	検印	
	1. 預金取引なし	印照鑑合	
	2. 記載事項等相違 店名 預金種目 (口座番号 口座名義)		
	3. 印鑑相違 4. その他 () 返送先 〒980-0014 仙台市青葉区本町3丁目7-4 社会福祉法人 宮城県社会福祉協議会	受付印	

【依頼人】 → 【市町村社協】 → 【県社協】 → 【金融機関】

太線の枠の中をボールペンではっきりご記入下さい。フリガナ欄でマス目のあるところは、濁点・半濁点は「字」とし、姓と名の間は「マス」空けて下さい。